平成31年度　国民健康保険における制度の見直しについて

1　保険税における課税限度額の見直し

	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分	合　　計
現行	58万円	19万円	16万円	93万円
見直し（案）	**61万円**	19万円	16万円	**96万円**
見直し額	**3万円**	―	―	**3万円**

◎　医療給付費の増加により必要とされる保険税（料）額は上昇を続けている。課税限度額の引き上げを行い、保険税（料）率の改定によって重くなる負担の公平を図る。

課税限度額を超過する世帯が全体の1.5%程度となるよう、段階的に限度額の引き上げが行われている。被用者保険では、標準報酬月額の最高等級該当者（保険料率が最も高くなる者）の割合が全体の0.5～1.5%となるように法定されていることから、国保も同様の水準を目指している。

保険税（料）増改定の場合、課税限度額を引き上げることで、中間所得層の負担軽減が図られる。

2　保険税における低所得者の負担軽減の拡大（均等割）

2割軽減の拡大	現行	基準額：33万円＋50万円×被保険者数
	見直し（案）	基準額：33万円＋**51万円**×被保険者数
5割軽減の拡大	現行	基準額：33万円＋27.5万円×被保険者数
	見直し（案）	基準額：33万円＋**28万円**×被保険者数
7割軽減	現行	基準額：33万円

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を含む

◎　軽減判定所得を引き上げ、経済動向（物価・所得水準の上昇）によってこれまで軽減対象であった世帯が、対象外となることを防ぐ。
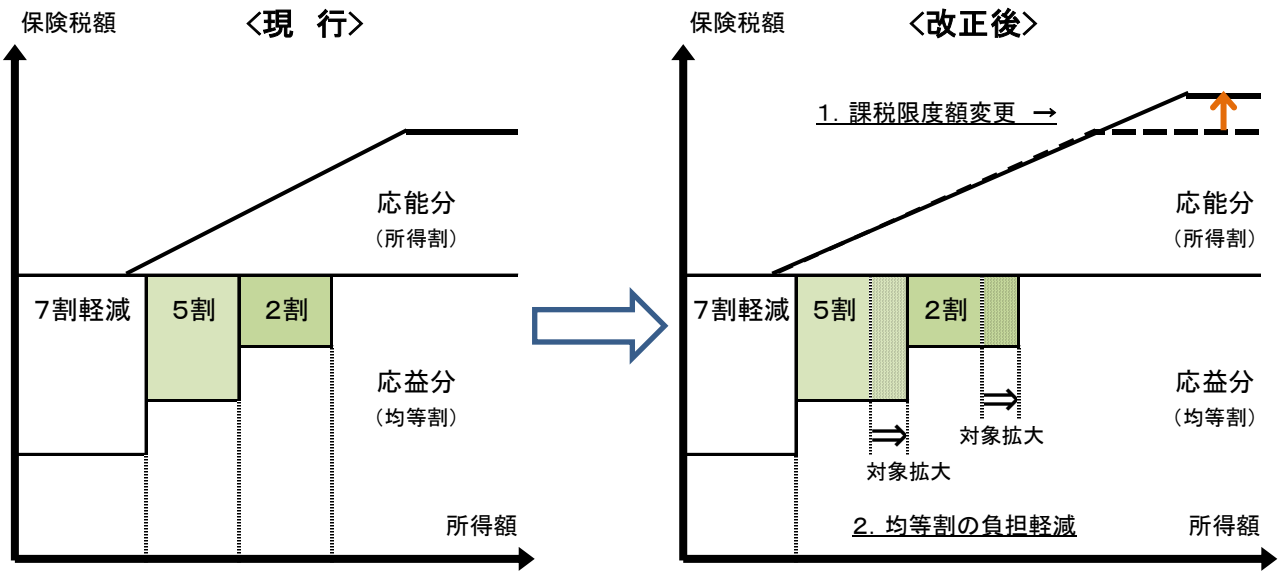
限度額・軽減基準額見直しのイメージ